

改正

平成18年 3 月31日規則第34号

平成22年 4 月 1 日規則第32号

平成24年 4 月 1 日規則第33号

平成25年 3 月29日規則第24号

伊賀サービスエリア運営委員会の設置に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊賀サービスエリアの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第174号）第6条第3項の規定に基づき、伊賀サービスエリア運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 委員会の委員の定数は、別表のとおりとする。

(委員の任期)

第 3 条 委員会の委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長が欠けたとき又は事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、委員の3分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、委員会の会議を招集しなければならない。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業振興部商工労働課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月31日規則第34号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日規則第32号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日規則第33号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第24号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

委員の定数

	委員の定数
業務受託者代表	2人以内
地域代表者	5人以内
学識経験者	1人
公益を代表する者	3人以内